

キャンパス再開発・利用計画要綱の改正について

平成 22 年 5 月 27 日

副学長（キャンパス計画室長） 内藤 廣

趣旨

平成 16 年の法人化以後、多様化した施設整備財源により、キャンパス内では建設ラッシュとも言える現象が起きており、中には現行のキャンパス計画の範囲を逸脱する建設行為も散見される。このような状況に対し、昨年 7 月より設置された“デザインコード策定ワーキング”において、現行のキャンパス計画の改善の方向性を検討し、本年 4 月にその成果をご報告したところである。

今回、同ワーキングの成果に基づき、キャンパス計画室規則 2 条の任務として、本郷地区・駒場地区・柏地区キャンパスの再開発・利用計画要綱等を改正ないし新規に提案するものである。

対象

【改正】本郷地区キャンパス再開発・利用計画要綱（H15 評議会承認）

【改正】駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱（H15 評議会承認）

【改正】柏地区キャンパス開発・利用計画要綱（H 19 役員会承認）

【新規】要綱の運用指針

【新規】要綱における用語の定義

【改正】申し合わせ事項（H 10～14 キャンパス委員会/キャンパス計画室承認）

資料 2

資料 3

内容

- ・原則、デザインコード策定ワーキングの成果に基づく。
- ・ただし、「部局の再配置」など、同ワーキングにて全く議論されていない内容は、現行要綱を踏襲する。
- ・また、第 1 回キャンパス計画室で意見があった「眺望景観」に関する記述を修正している。

手続き・スケジュール

5/27 役員懇談会へ改正案を報告

5/28 キャンパス計画室にて審議

6/1 科所長会議へ改正案を報告

6/2 ポータルサイト等にて公表・意見照会開始

↓意見照会（全学（教職員・学生））

7/30 意見照会締切

9/17 キャンパス計画室会議にて審議

9/22 役員懇談会にて報告

9/28 科所長会議にて報告

9/30 役員会にて審議、承認予定

10/1 改正版の試行

以下、デザインコード策定ワーキング成果より再掲

基本的な考え方

キャンパスを公共空間と捉える。

量的規制に加えて、質的規制を導入する。

現行の要綱を尊重しつつ、記述の精度向上を図る。

実効性のある運用体制を規定する。

主要な項目 : 特に重要な事項

「キャンパスの質」に関する考え方、外部空間の位置づけを明確化（例：正門から安田講堂の軸線）

歴史的建築物や保存すべき緑などの位置づけと内容の充実

高度・容積率制限（低層地区 12m、中層地区 36m（駒場は 34m）、高層地区 60m 以下）

総量規制の撤廃（“実行最大面積”を廃止し、エリアごとの容積率制限のみに移行することで、キャンパス内の開発猶予増加と、適切な開発ボリューム誘導を両立させる）

地区の重要度に応じたエリアコードを設定し、エリアコードに基づいた責任が明確な運用体制（重要な場所では総長裁定が必要になる等）

キャンパス計画室による、きめ細かな計画・設計の確認体制